

相模原市立療育センター 再整備基本計画



平成 29 年 3 月

相 模 原 市

< 目 次 >

1	計画策定の経緯・背景	1
(1)	療育センター陽光園の概要	1
(2)	療育を取り巻く環境の変化	4
(3)	本市における療育支援の課題	4
2	相模原市立療育センター再整備方針	7
(1)	基本的な考え方	7
(2)	5つの基本方針	7
3	療育に必要不可欠な診療機能の設置	8
(1)	(仮称)療育センター診療所の設置	9
(2)	(仮称)療育センター診療所の設置に伴い考慮する事項	9
4	診療機能を含めた療育内容の見直しと充実	11
5	療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置	13
(1)	総括機関の設置	14
(2)	総括機関の設置に伴い考慮する事項	15
6	地域生活支援のための各区療育窓口の機能強化	16
7	通園施設への民間活力の導入	17
(1)	各区への福祉型児童発達支援センターの設置の促進	17
(2)	第二陽光園の充実	18
8	施設再整備の概要	19
(1)	各施設の整備概要	19
(2)	その他	19
9	計画の推進に当たって	20
(1)	療育支援に関わる職員等について	20
(2)	合理的・効率的な施設整備の検討	20
	資料	22

1 計画策定の経緯・背景

(1) 療育センター陽光園の概要

療育センター陽光園は、「心身障害者訓練センター陽光園」として、昭和50年に第一陽光園・第二陽光園・第三陽光園の通所部門、障害相談室の相談部門の4施設を開設し、本市の療育の中核機関として、市内全域を対象に総合的な療育支援を実施してきました。

その後、平成6年度に療育相談棟を増築し、障害相談室を「療育相談室」に変更し、施設全体の名称も現在の名称に変更しました。療育相談室は、平成16年度に障害児等療育支援事業等を開始すると、身近な療育支援の実現を目的に、療育相談室の分室として、南療育相談室(平成17年度)、市町合併により城山療育相談室、津久井療育相談室、相模湖療育相談室及び藤野療育相談室(平成18年・平成19年)を開設しました。そして、政令指定都市に移行後(平成22年度)は、分室が担っていた業務を再編し、現在は、各子ども家庭相談課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課及び藤野保健福祉課が担っています。

第一陽光園・第二陽光園については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく「障害児通園施設」として運営をしてきましたが、平成24年に同法が改正されたことに伴い、第一陽光園は福祉型児童発達支援センターに、第二陽光園は医療型児童発達支援センターにそれぞれ移行しました。

さらに、政令指定都市にふさわしい療育支援を目指し、平成24年10月に、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に基づく発達障害支援センターを開設し、療育相談室と一体的に運営しています。

第三陽光園については、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく生活介護事業所として、平成18年度より、障害者支援センター松が丘園管理受託団体の(福)相模原市社会福祉事業団に運営を委託してきましたが、相模原市立療育センター再整備方針に基づき、同事業団が運営する生活介護事業所が新たに開設されたことから、平成27年3月をもって施設を廃止しました。

現在、療育センター陽光園は、第一陽光園、第二陽光園、療育相談室及び発達障害支援センターの4施設から構成されています。

< 各施設の概要 >

第一陽光園(定員 50 名)

多機能通所形態(毎日通園クラス、親子クラス及び就園クラス)により運営しています。

【総在籍児数】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
57	55	58	74	70

第二陽光園(定員 40 名)

単独通園クラス及び親子クラスにより運営しています。相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 73 号)において診療所の設備を設けることとされており、嘱託医である整形外科医が管理者となっています。診療は、リハビリテーション処方、身体障害者手帳や特別児童扶養手当等診断書の作成、補装具医学的判定(意見)書の作成を行っています。

【総在籍児数】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
27	26	28	30	29

療育相談室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。平成 25 年に障害者自立支援法から名称変更されたもの)に定める地域生活支援事業として、専門的・後方的な支援等を行う障害者相談支援事業と、研修の実施や児童クラブ等への巡回訪問、児童発達支援センターの通所利用の検討、医療相談、摂食支援等を行う障害児等療育支援事業を実施しています。

< 医療相談 >

- ・実施方式：(一社)相模原市医師会(以下「市医師会」という。)への委託
- ・実施科目：小児神経科、小児科、精神科、整形外科
- ・機能：見立て(考えられる診断名の保護者への説明)、保護者からの相談に対する助言、医療機関への紹介状の発行、療法の指示箋、補装具医学的判定(意見)書の作成、職員に対する助言
- ・対象：療育センター陽光園で療育支援を受けている本人とその家族(1人当たり原則1回)
- ・実施方法：療育センター陽光園の専門職による子どもの発達歴や家族との関係、家庭生活や集団生活での情報、保健・福祉・教育の領域からの評価情報を基に、保護者からの相談に対する助言、医療機関への紹介状の発行等を実施

【医療機関紹介状発行件数】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
53	102	124	133	131

【整形外科医学的判定(意見)書・指示件数】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
71	75	75	120	161

療育相談室分室(各こども家庭相談課等)

乳幼児期の療育相談、保育所等への巡回訪問、児童発達支援事業及びリハビリテーション(一部学齢期も実施)を実施しています。療育相談件数は、出生数が減少しているにもかかわらず、増加しています。

【乳幼児療育初回相談件数】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
403	393	462	519	540

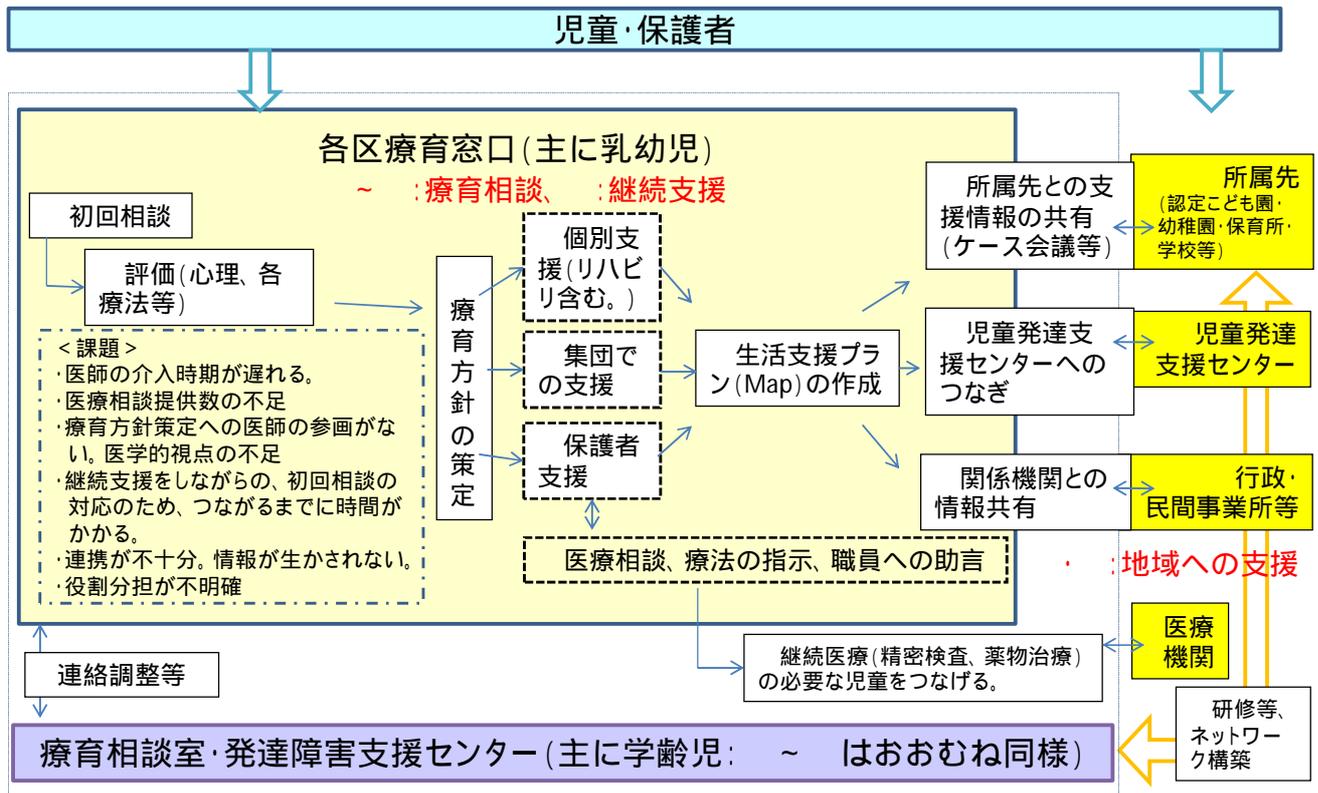
発達障害支援センター

学齢期以降の発達相談のほか、普及啓発活動や支援者の人材育成、関係機関との連携によるネットワーク構築、教育委員会と連携した就学相談・就学移行支援事業等を実施しています。新規相談件数(延べ件数)は、発達障害に対する社会的な認知度の高まり等を背景に年々増加しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新規相談件数(延べ)	522	971	1,026	1,123
うち学齢期の割合	43.6%	40.7%	47.2%	44.8%

(図1)

現行の療育相談の流れ



(2)療育を取り巻く環境の変化

わが国の障害福祉施策は、平成15年度の支援費制度(利用契約制度)移行後、平成17年の発達障害者支援法、平成18年の障害者自立支援法(平成25年の法改正により障害者総合支援法に名称変更)の施行、平成24年の児童福祉法の改正等により、障害児支援の充実強化、民間活力の導入の促進がなされるとともに、発達障害が新たに福祉サービスの対象となりました。これにより、支援の対象者が拡大し、児童発達支援や放課後等デイサービス、就労支援事業等のサービス提供量も全国的に増加しています。

教育分野では、特別支援教育が平成19年度から実施され、新たに発達障害への支援が求められるなど、従来の特殊教育からの転換が図られました。義務教育課程における特別支援学級の開設や支援員の配置のほか、現在では、高等学校における特別支援教育が進められています。

国の統計等を基に推計すると、約9.83%(小学1年生年齢の場合は13.13%)が、療育支援対象者と見込まれています。これらに加え、子育ての不安や対応の助言を求める相談が療育相談や発達障害相談にも寄せられている現状があります。

こうした状況に加え、「早期発見・早期療育」がテーマとなる乳幼児期においては、早期療育を経ての保育所等への就園や、保育所等に所属しながら療育機関で支援を受けるといった多機能な支援を保護者が求めるようになっていきます。

また、学齢期においては、通常の学級に在籍する児童生徒の学習面や行動面の課題が障害に起因するものではないかとの相談や、障害のある児童生徒の学校生活上の相談、進路相談や家庭生活での対応の助言などが求められており、所属先も多様であることから、ニーズも多岐にわたっています。

(3)本市における療育支援の課題

ア 量的な課題

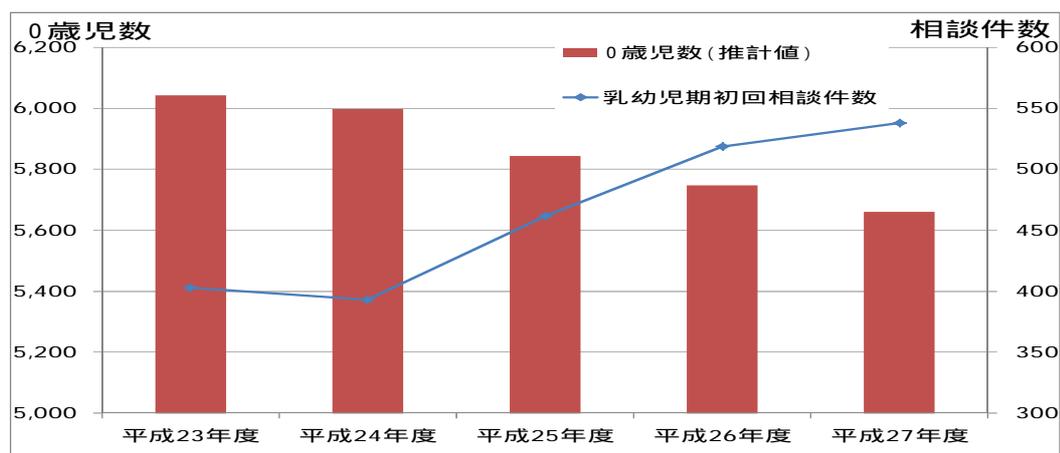
本市では、出生数が減少傾向にあるものの、療育相談件数(乳幼児期)は増加しており、単純には比較できませんが、出生数に対する療育相談利用者の割合は約9.4%となっています。

乳幼児期では、新規相談者の増加を受けて、継続支援の対象者も増加していますが、各こども家庭相談課等では、初期療育機能(療育相談)と継続支援機能(児童発達支援事業及びリハビリテーション)の2つの役割があるため、新規相談者が初回相談につながるまでに時間を要しており、保護者の不安や心配を増幅させない配慮が必要とされています。

学齢期については、発達障害支援センターの開設によって、相談ニーズが顕在化したことで、発達相談件数も増加しており、そのうち未診断の割合も高くなっています。発達障害支援センターは、市内1か所であるため、

時間帯や移動面の理由から相談につながりにくい状況があります。「支援が必要なときに適切につながる体制」に充実強化することが求められています。

本市においても、今後は人口減少が見込まれ、平成52年の出生数は、年間4,000人程度と予測されています(「2010年国勢調査結果に基づく相模原市の将来人口推計」)。一方、療育相談等のニーズは、現状と同程度で推移した場合、出生数のおおむね10%が利用対象として想定されるため、平成52年においても、乳幼児期の新規相談件数は年間400件程度となることを見込まれます。



イ 質的な課題

療育センター陽光園では、障害に対する支援(療育)に関し、これまで様々なノウハウを蓄積してきましたが、新たな領域でもある発達障害(特に知的に遅れのない児童の行動面や学習面に対する支援)については、専門職の間でもノウハウの蓄積が途上の段階にあります。

また、療育支援において、医学的視点は極めて重要ですが、本市の療育センターには「医学的診断や判定、治療」の機能がないことから、相談機能の1つとして、市医師会への委託により医療相談を実施するにとどまっています。そのため、各こども家庭相談課等につながるまでの医療情報を適切に活用することや、他の医療機関との連携が十分ではありません。

医療相談は、その利用の有無によって、療育支援の効果、他の疾患の発見など、早期の対応に違いが生じています。しかし、年間提供枠数が相談件数の約25%しかないため、各こども家庭相談課等で療育支援を提供している期間に医学的な評価を受けられない人の累計が年々増加している状況であり、福祉型児童発達支援センターの整備が進み、継続的な療育支援の受け皿が拡大しているなか、適切な医療の見立てが十分に届いていない状況となっています。

医療型児童発達支援センターである第二陽光園については、在籍児童の約3割が、療育支援中に医療的ケアを必要とする重度の障害がありますが、医師が常駐していないために、医療的ケアに係る他の医療機関の主治医と

の情報交換や情報共有、引き継ぎ等が難しく、日々の療育における医療的ケアの方法等を迅速に相談しにくい状況にあります。

ウ 地域との連携の課題

乳幼児期の支援については、発達に課題のある児童や障害児が所属する保育所等から訪問による技術支援を強く要望されており、保育所等における支援者への技術支援等、きめ細やかなアプローチを強化していく必要があります。

学齢期では、教育の場面に、これまでの支援の情報や、福祉や医療の情報等を活用していくことがますます重要となっており、教育と福祉に医療も加えた連携体制を構築し、学校等における支援者の資質の向上に向けたアプローチを福祉分野からも行っていく必要があります。

地域の医療機関との連携については、障害に係る診断を受けるためには、おおむね複数回(3か月程度)の受診が必要となりますが、市からの紹介等によらずに地域の医療機関を直接受診した場合には、医療機関につながるまでに多くの時間を要している事例も散見されており、療育相談から医療への確実なつなぎや地域の医療機関への適切な引継ぎが必要とされています。

また、平成24年の児童福祉法の改正後、障害児支援にも多くの民間団体が参入したことにより、官民のネットワークの構築や民間への技術支援、市民への普及啓発活動等を体系的に展開することが求められていますが、増加する相談等への対応のために、これらの体系化が遅れています。

エ 設備面の課題

療育センター陽光園は、長期間の運営により、施設・設備の老朽化が進行しており、体調変化に留意が必要な児童に対するきめ細かな配慮等、日々の療育におけるニーズのほか、新たな療育器具の導入、大型化する福祉用具等の収納スペースの確保等に十分な対応が困難となってきています。

また、施設開設後40年以上を経過する間に、バリアフリー等の対応についても社会的な要求水準が高くなっており、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づく合理的配慮を実現するためにも障害児者の利用施設にふさわしい施設・設備を整備することが求められています。

これらの課題に対応し、療育支援を充実強化するための取組の方向性を示すものとして、相模原市立療育センター再整備方針を平成25年に策定しました。更に、これを具体化するものとして、相模原市立療育センター再整備基本計画(以下「計画」という。)を策定します。

2 相模原市立療育センター再整備方針

療育ニーズの増加や多様化に対応するためには、行政だけで対応するのではなく、本市にある様々な資源を有効に活用し、官民の役割分担により、療育を展開していくことが必要と考えられます。

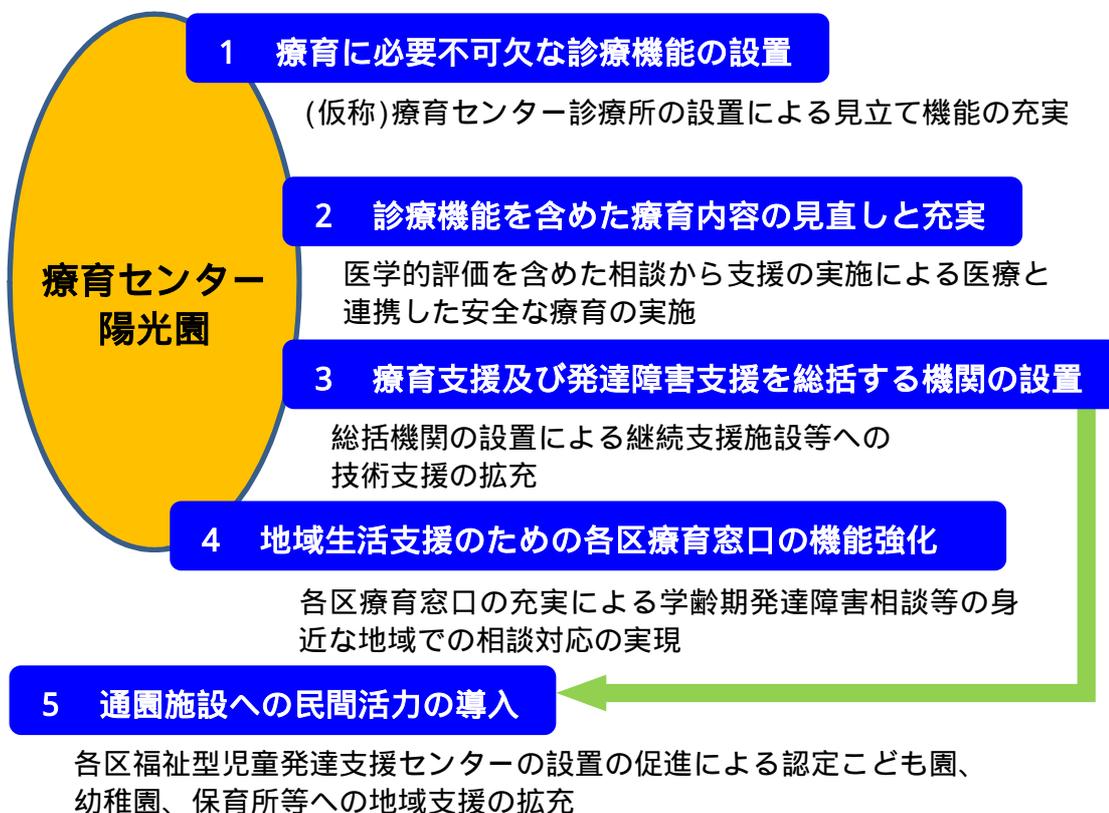
このため、今後の療育センター陽光園には、本市の療育の充実に向け、保健・医療・福祉・教育による包括的な支援の提供体制を整備し、障害児者の所属先や地域の支援機関をバックアップするとともに、共生社会やインクルーシブ教育の理念の実施を実現していくことが求められます。

相模原市立療育センター再整備方針は、あるべき療育支援体制にふさわしい機能への再編とそれを実現するための施設の再整備を行い、時代に即した子育て支援策の1つとして療育を充実強化するための取組の方向性を示したものです。

(1) 基本的な考え方

「市は初期療育(こどもの見立てと保護者支援)と地域への支援に限定・充実し、その後の直接支援は民間に委ねていく。」

(2) 5つの基本方針



3 療育に必要不可欠な診療機能の設置

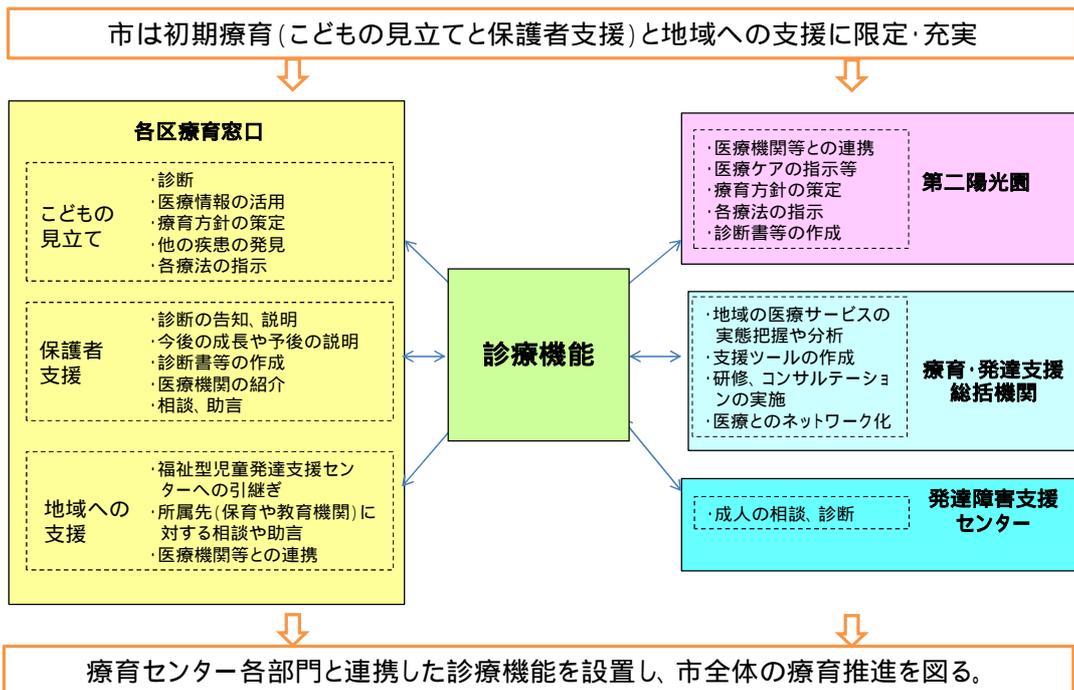
現在の療育センター陽光園の相談機能には、療育に必要不可欠な診療機能としての「医学的診断や判定、治療」の概念が含まれていないため、市医師会への委託による「医療相談」を実施しています。しかし、医療相談のみでは質・量ともに不足しているとともに、医療相談医からは「療育相談においては、できる限り早期の時点で医学的な介入が必要である」との意見が、保護者からは、療育センターでは「就学意見書等を書いてもらえず、支援の連続性がない」「療育相談を受けても、医学的診断の部分は、医療機関に行かなければならず、負担感が大きい」との意見が寄せられています。

また、医療相談では、医療機関につなげるための紹介状を発行していますが、一部の医療機関では、医療相談の紹介状を「診療情報提供書」として取り扱わない場合もあり、受診の際に、保護者の経済的負担が発生している事例もあります。

さらに、医療相談を経ずに、直接保護者が医療機関を受診する場合には、医療機関と所属先(保育所、学校等)との情報共有が困難であり、家庭生活や所属先での生活状況、療育機関の支援情報等が主治医には届きにくく、また、医療機関からの情報が所属先で十分に活用されていない事例も多くあります。

こうしたことから、初期療育と地域支援の充実のために診療機能を設置します。

療育に必要な診療機能について (図2)



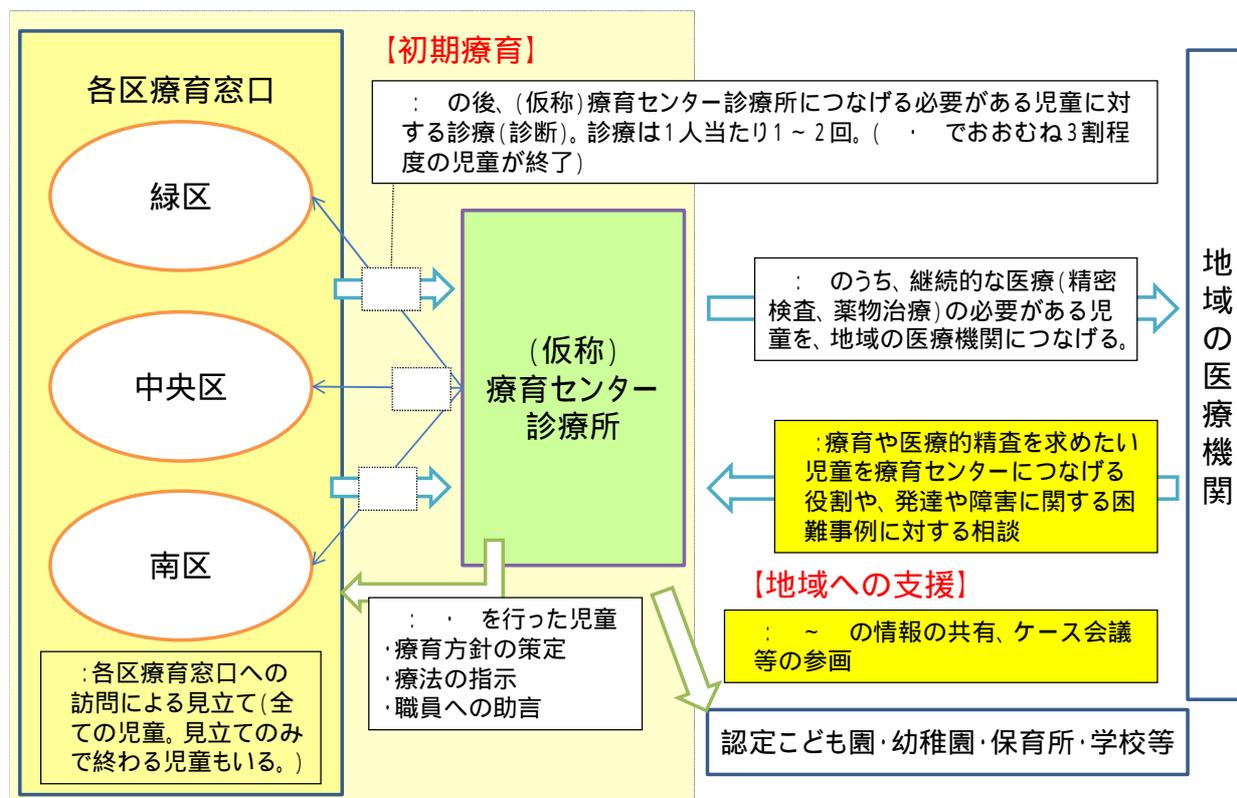
(1) (仮称)療育センター診療所の設置

名称	(仮称)療育センター診療所
診療科目	児童精神科、小児科、リハビリテーション科、精神科
想定される対象者	療育センターで療育や相談を受けている本人及びその家族で、医師が(仮称)療育センター診療所での診療を必要と判断した者
診療所の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各区療育窓口への訪問による見立て ・ (仮称)療育センター診療所につなげる必要がある児童に対する診療 ・ 継続的な医療(精密検査、薬物治療)の必要がある児童の地域の医療機関へのつなぎ ・ 療育方針の策定、療法の指示、職員への助言 ・ 所属先との支援情報の共有 ・ ケース会議等への参画 ・ 地域の医療機関からの相談対応
施設・設備等	診察室、処置室、検査室、受付、事務室、福祉用具作製室、待合室(キッズスペースを有するもの)、収納スペース
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等の緊急対応に必要な物品の備蓄 ・ バリアフリー対応 ・ 車椅子がすれ違い可能な通路幅の確保(通路、廊下) ・ 児童の飛び出し等に配慮した構造
受付事務等	委託又は非常勤職員により対応
職員体制	児童精神科医師、リハビリテーション科医師、小児科医師、精神科医師、保健師

(2) (仮称)療育センター診療所の設置に伴い考慮する事項

- ・ 現行の医療相談の強化を図るとともに、診療所の設備・動線などの設計に関与するため、早期の医師の確保に努めます。
- ・ 現行の医療相談と通所部門の業務を再編し、効率化を図ります。

(仮称)療育センター診療所の業務



4 診療機能を含めた療育内容の見直しと充実

各こども家庭相談課等()における療育は、相談機能と継続支援機能の2つの役割を同時に担っていますが、現状では、保健・医療の専門職が配置されていないため、療育支援の提供における医学的視点の不足といった質的な課題があります。

また、新規相談者や継続支援者がともに増加しているため、初回相談につながるまでに相当な時間を要していることや、継続支援についても、医療相談を含めたサービス提供量に限りがあるため、保護者の希望通り利用できないといった量的な課題も散見されています。

こうしたことから、市が行う療育サービスは、現行の相談の流れに早期からの医師の介入を加え、医学的視点を含めた一人ひとりに応じた療育方針(個別支援計画)の策定等を行うことで、より質の高い支援プログラムを提供するとともに、その役割を初期療育に特化して、保護者にとって相談につながりやすい体制、継続支援を行う民間事業所や所属先等につなげていく流れを構築していく必要があります。

なお、リハビリテーションは、社会資源の状況から民間だけでの対応は難しいことから、当面は行政が引き続き継続支援の役割を担い、民間の状況を踏まえながら将来的な実施体制について検討します。

こども家庭相談課は、子育て支援を包括的に行うため、平成29年4月から「子育て支援センター」となります。

初期療育(支援プログラム)の構築

各子育て支援センター等に医師が訪問し、児童全員の見立てを行うとともに、診療が必要な児童を診療所につなげます。

各子育て支援センター等は、母子保健での健康診査等における保健医療情報を児童の見立てに活用するとともに、継続支援に円滑に移行できるよう様々な支援を行います。

医師による見立てや、他の医療機関との情報等を踏まえて療育方針の作成に取り組みます。

相談支援、講座等の開催による学習の機会、総括機関との連携により、保護者支援プログラムを充実します。

初期療育による支援結果等を所属先や児童発達支援センターに円滑に引き継ぐとともに、必要に応じて民間事業所に対しても情報提供を行います。

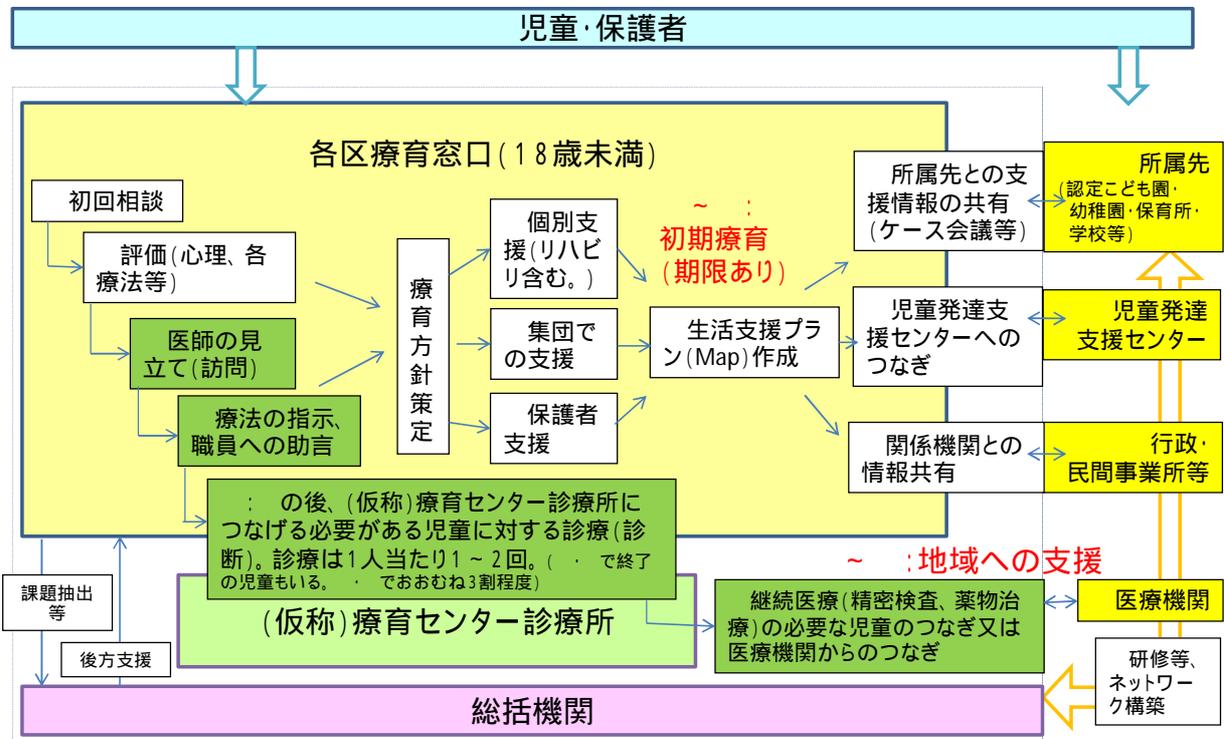
初期療育を提供するうえでの課題等の抽出、関係職員間の連絡調整や情報共有等を実施するために、総括機関との連絡調整を行います。

初回相談における、母子保健からの円滑な移行や津久井地域の初期療育の充実を図るため、各子育て支援センター等の体制の充実を図ります。

各子育て支援センター等の機能を、初期療育と地域への支援に特化するため、継続支援機能である児童発達支援事業を段階的に縮小し、廃止します。

(図4)

「診療機能を含めた療育内容の見直しと充実」及び
「地域生活支援のための各区療育窓口の機能強化」



5 療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置

平成24年の児童福祉法の改正を契機に、多くの民間団体が障害児支援に参入してきましたが、支援内容は事業所によって様々であり、利用者側からは支援の質を問う声があるとともに、事業所側からも、専門機関に対して技術的支援が求められています。こうした状況は、全国的な課題となっており、本市においても、官民のネットワークの構築や支援の質を継続して担保する仕組み、地域にかかわらず標準的な支援を提供していくための方策が必要とされています。

また、保育所等の所属先からは、訪問による技術支援の充実に対して要望があるとともに、小中学校においては、これまでの支援の情報や、福祉や医療の情報等の活用など、教育・福祉・医療が連携した取組を促進していくことがますます求められています。

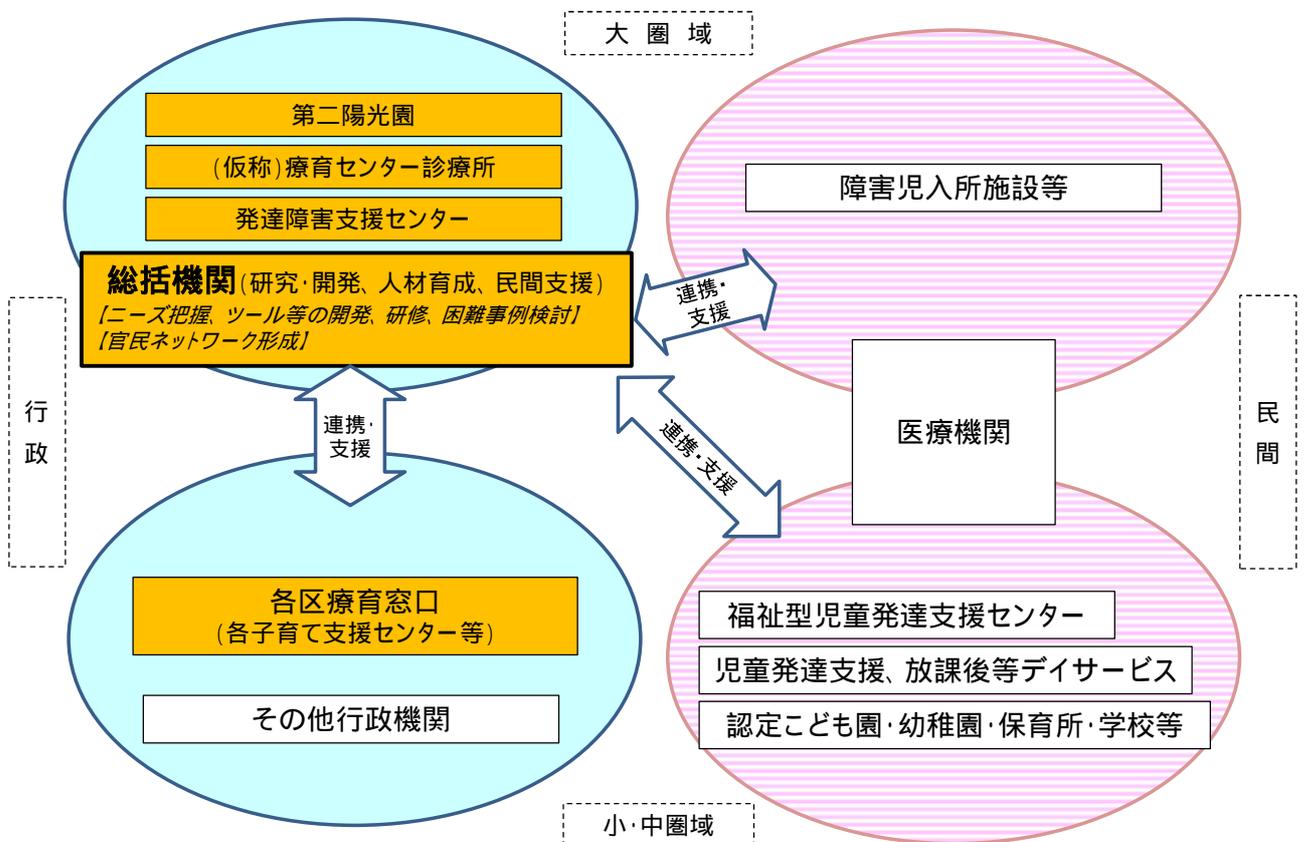
療育センター陽光園は、専門機関として療育や発達障害に関する様々なノウハウを提供する役割を担っています。しかしながら、現状では、増加する相談業務への対応が中心となってしまうことや、リハビリテーションや栄養管理等の領域に関して系統立った技術支援が確立できていないこと、発達障害支援(特に知的に遅れのない児童への支援)のノウハウの蓄積が途上の段階であること等により、こうした課題に向けた取組は十分に行われていない状況です。

そのため、市全体の療育推進を図る総括的な機関として、療育に係る課題を地域とともに解決する機能及び療育センターが提供する支援を円滑に地域全体で行う機能を有する機関を設置し、発達に課題がある児童や障害のある児童が身近な地域で適切かつ必要な支援を受けられる体制づくりを総合的かつ計画的に行います。

(1) 総括機関の設置

研究・開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サービス状況の実態把握(量的・質的)と分析 ・市全体の療育支援実施計画の策定・評価 ・支援ツールやガイドライン、療育支援方法の開発と普及
人材育成等機能	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者向け研修や市民向け講習会の企画実施 ・支援機関への巡回訪問による技術支援など ・各子育て支援センター等との定例会議による情報共有や困難事例等への対応の検討 ・市民や当事者への障害理解促進のための普及啓発活動
民間支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・定例による情報交換 ・事例検討による質の向上に向けた民間施設を含む関係機関等のネットワークの構築及び技術助言
療育センター維持管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・通所児童への給食提供 ・療育センター施設・設備の運営・維持管理

< 総括機関と関係機関との連携イメージ >



(2) 総括機関の設置に伴い考慮する事項

総括機関は、発達障害支援センターと連携して運営します。なお、発達障害支援センターは、現在担っている乳幼児期・学齢期対象の間接支援業務を総括機関に移管するため、成人期の相談支援や就労支援(直接支援部門)、研修や普及啓発活動(間接支援部門)へと役割をシフトします。

総括機関には、社会福祉職、保育士、保健師、管理栄養士、保育調理員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び指導主事を配置するとともに、医師が連携して支援にあたります。

6 地域生活支援のための各区療育窓口の機能強化

発達障害支援センターの新規相談件数(延べ件数)は年々増加しており、その約50%が学齢期となっています。学齢期相談では、児童の所属先が多様なため、学校生活上の相談、進路相談、家庭生活での対応の助言など、ニーズも多岐にわたっており、これらに対応していくためには、就学前の支援や、福祉、医療の情報等を、教育の場面においても活用していくことがますます重要となってきています。

一方で、学齢期相談は、相談の多くが放課後を希望されることによる時間的な制約や、発達障害支援センターが全市域を対象としていることに伴う移動面の制約等により、市内1か所での対応では、相談につながりにくい状況も散見されています。

支援ニーズへの適切な対応をしていくためには、支援が必要なときに適切につながる仕組みがあること、教育・福祉・医療の連携した支援体制を福祉サイドから構築していくことが、学齢期支援の充実につながるものと考えられます。

こうしたことから、障害や発達の課題のある本人やその家族への支援をできる限り身近な地域で提供していくために、中圏域機能を有する各子育て支援センター等の支援対象を18歳未満まで拡大し、学齢期になっても地域で初期療育を提供できる体制を構築します。(12頁 図4参照)

各子育て支援センター等(各区療育窓口)の機能強化

発達障害支援センターの学齢期の相談業務を各子育て支援センター等に移行することで、相談者の身近な地域で学齢期相談を提供します。

各子育て支援センター等が学齢期相談を行うために、総括機関がノウハウの提供やバックアップを行います。

各子育て支援センター等の支援対象を18歳未満まで拡大することにより、乳幼児期の障害の早期発見、早期療育から学齢期までの一貫した支援を行うとともに、発達障害支援センターとの連携の強化を図り、成人期までを見据えた全てのライフステージに応じた切れ目のない支援を実現します。

7 通園施設への民間活力の導入

療育センター陽光園は、福祉型児童発達支援センターの第一陽光園、医療型児童発達支援センターの第二陽光園、生活介護事業所の第三陽光園の3つの通園施設を運営してきました。

福祉型児童発達支援センターについては、利用希望児童数が多く、保護者の期待も高い状態にありましたが、平成25年度までは第一陽光園が市内で唯一の施設であったため、特に緑区においては通園距離が長くなること等から、通園が困難な事例も散見されていました。

こうしたことから、本市では、「新・相模原市総合計画中期実施計画」及び平成25年に策定した相模原市立療育センター再整備方針に基づき、各区への民設民営の福祉型児童発達支援センターの整備を促進しており、平成26年度には南区、平成28年度には中央区にそれぞれ開設され、緑区についても平成29年度の開設に向け、準備が進められています。

また、第三陽光園についても同方針に基づいた取組を進め、運営を委託していた(福)相模原市社会福祉事業団の運営する事業所の開設を受け、既に平成26年度末をもって廃止しています。

医療型児童発達支援センターである第二陽光園については、児童の障害の重度化(重症心身障害や医療的ケアの必要な児童)と多様化(未歩行の児童、福祉型児童発達支援センターでの対応が困難な児童、第二陽光園での療育を受けて地域の保育所等に就園していく児童)により、極めて個別性の高い対応や医療的な対応が求められています。しかし、医療体制が十分ではないこともあり、地域の医療機関との医療的情報の交換や共有、緊急時等の迅速な医療的対応に課題が生じています。さらに、療育形態の変化に対し、施設・設備面での対応に遅れがあり、療育室が狭あいであることや、体調変化に留意が必要な児童に対するきめ細かな配慮等に十分な対応が困難であること等の課題が生じています。

(1) 各区への福祉型児童発達支援センターの設置の促進

各区への福祉型児童発達支援センターの設置を促進し、本市の福祉型児童発達支援センターの定員を平成25年度時点の50人から110人に拡大します。

各区に設置される福祉型児童発達支援センターでは、毎日通園クラス、親子クラス及び就園クラスの多機能通所形態を実施します。また、地域支援機能として、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援や障害児相談支援を実施します。

児童発達支援センターの利用児童の円滑な就学移行を支援するため、就学の間を協議する会議等への児童発達支援センター職員の参画を教育委員会と連携して進めます。

民間活力の導入により、各区への福祉型児童発達支援センターの整備を促進し、在籍児童の卒園後に第一陽光園を廃止します。

(2) 第二陽光園の充実

第二陽光園は、(仮称)療育センター診療所との連携によって、障害の重度化や多様化等の新たな療育ニーズへの対応を図ります。

福祉型児童発達支援センターの状況を踏まえて、福祉型と医療型との役割分担を行うなど、療育内容の充実を図ります。

8 施設再整備の概要

施設再整備に際しては、療育ニーズの増加と多様化に対応するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を実現するための基礎的環境等を考慮し、施設・設備の整備を行います。

(1) 各施設の整備概要

・(仮称)療育センター診療所

諸室	診察室(3)、検査室(1)、処置室(1)、受付、事務室、福祉用具作製室(1)、キッズスペース(待合室)、収納スペース
設備等	バリアフリー機能、車椅子がすれ違うことができる幅(通路や廊下)の確保、児童の飛び出し等に配慮した構造

・第二陽光園

諸室	療育室(4)、診察室(1)、療法室(2)、トイレ(1)、事務室(1)、収納スペース
設備等	バリアフリー機能、事故防止や衛生管理面を踏まえた床面素材、車椅子がすれ違うことができる幅(通路や廊下)、通園児の状況を踏まえた災害経路の確保、個別空調

・総括機関

諸室	事務室(1)、会議室(2:大1、小1)、研修室(70人程度収容)
----	----------------------------------

・発達障害支援センター

諸室	面接室(2) 事務室は総括機関事務室内
----	---------------------

(2) その他

駐車場については、利用者の状況や医療型児童発達支援センターの通園児の送迎状況も踏まえ、障害者スペースの設置やゆとりある駐車区画の設定に配慮するとともに必要数の確保に努めます。

9 計画の推進に当たって

計画に掲げる事項の実現に当たっては、官と民の適切な役割分担に基づき取組を進めるとともに、効果的・効率的な運用を行うことが必要となります。このため、施設や設備、マンパワーなどの限られた資源を有効活用するよう努めます。

また、本市の「公共施設の保全・利活用基本指針」等との整合性を図るため、施設整備に向け、関連施設や周辺施設との複合化等についても検討します。

(1)療育支援に関わる職員等について

計画に基づく事業の進捗に合わせ、各区療育窓口の機能強化等に向け、人員体制の充実に努めます。

児童精神科医師については、全国的にも医師が少ない状況であることに鑑み、医師の確保に当たっては、診療所の運営に必要な員数の確保を最優先に、雇用形態等については柔軟に対応することとします。

施設再整備により、他施設との複合化を行う場合には、併設する施設と職員を兼務するなど、人的資源の有効活用を図ります。

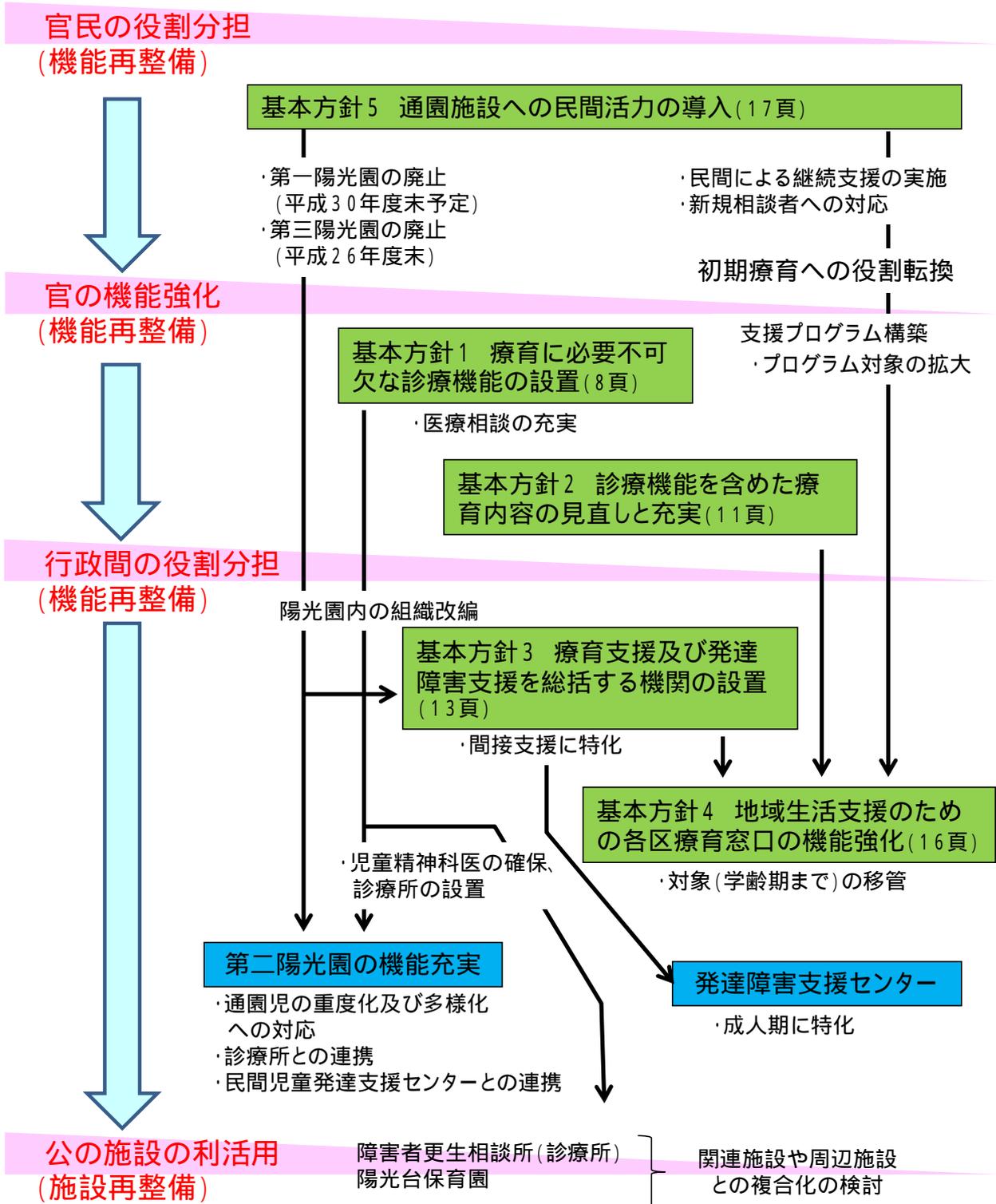
(2)合理的・効率的な施設整備の検討

施設整備の実施に向け、既存施設の活用を含め、公共施設の保全・利活用基本指針等を踏まえた他施設との複合化等について、様々な角度から可能性を検討します。

複合化の検討に当たっては、利用者の支援の継続性や機能の共通性等が見込まれる障害者更生相談所や、隣接する陽光台保育園については、複合化した際の効果が見込まれることから、これらの施設との複合化について、優先して検討を行います。

5つの基本方針の関連性と再整備の手順

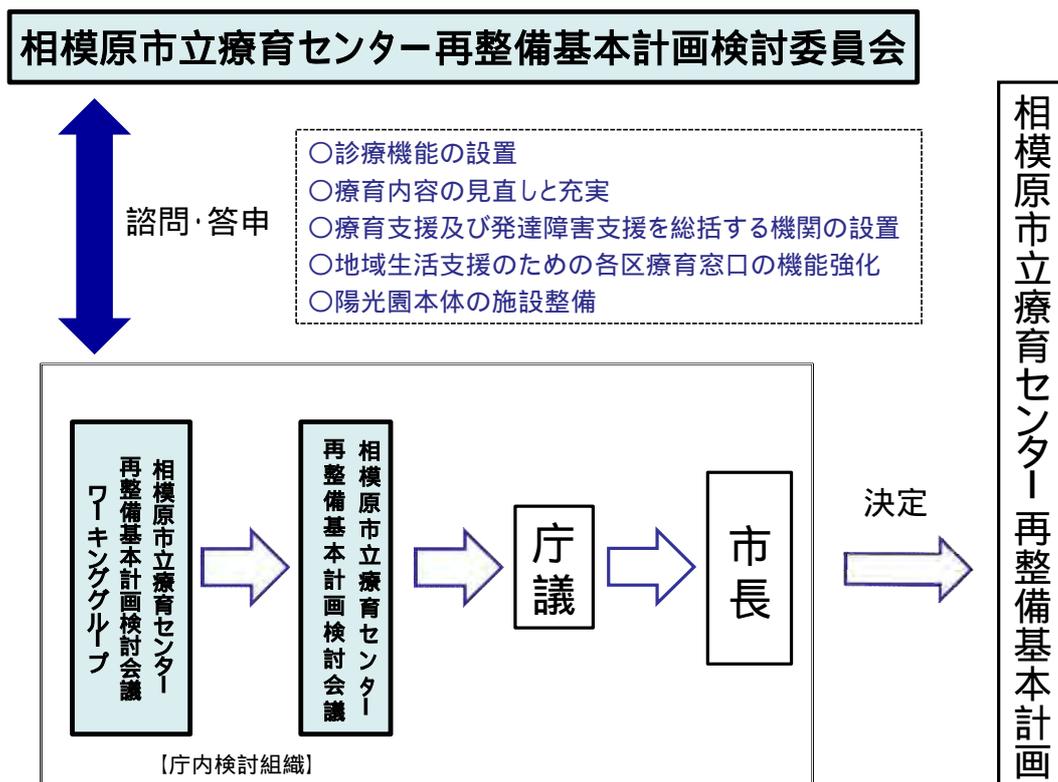
平成26年度から段階的に実施



<資料>

計画の検討体制

計画の策定に当たっては、幅広い意見を集約することにより、利用者のニーズを捉えた先進的なものとするため、計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する機関として、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき、相模原市立療育センター再整備基本計画検討委員会を設置しました。



検討の経過

年度	年月	会議等
平成27年度	平成27年5月	第1回検討委員会
	平成28年1月	第2回検討委員会
平成28年度	平成28年5月	第3回検討委員会
	平成28年8月	第4回検討委員会
	平成28年9月	第5回検討委員会
	平成28年10月	検討委員会から答申
		政策会議
	平成28年12月15日~平成29年1月23日	パブリックコメント

【相模原市立療育センター再整備基本計画検討委員会委員名簿】

(敬称略)

	委員名	所属等
学識経験者	大塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授
	宮岡 等	北里大学東病院 院長 北里大学医学部 精神科学主任教授
団体推薦者	石川 としえ	相模原市私立保育園園長会
	岩田 勢津子	児童発達支援センターバンビ 園長
	大山 宜秀	一般社団法人相模原市医師会 副会長
	鈴木 亜野	陽光園利用者(保護者)代表
	鈴木 秀美	特定非営利活動法人相模原市障害児者 福祉団体連絡協議会 会長
	二宮 淳	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 総務課長
	吉村 充代	一般社団法人 相模原市幼稚園協会
教育機関職員	飯原 久子 (平成27年度)	神奈川県立相模原中央支援学校 支援連携グループ長 総括教諭
	橋爪 美津子 (平成28年度)	
市の住民	有馬 美雪	公募委員
	武田 知仁	公募委員

：委員長 ：副委員長

陽光園の組織等の変遷

	第一陽光園 精神薄弱児 通園施設として 開設	第二陽光園 肢体不自由児 通園施設として 開設	第三陽光園 精神薄弱者通所 更生施設として 開設	障害相談室 開設
昭和50年	心身障害者訓練センター 陽光園開設			
昭和56年	陽光園に改称			障害相談室 に移行
平成5年	療育相談棟建設			
平成6年	相模原市立療育センター 条例施行・療育センター 陽光園に改称			
平成11年	精神薄弱の用語の整理の ための関係法律の一部を 改正する法律施行	知的障害児通園 施設に改正	知的障害者通所 更生施設に改正	
平成17年				南療育相談室
平成18年	津久井町及び相模湖町と 合併		(福)相模原市社会 福祉事業団に 運営委託	津久井 療育 相談室 相模湖 療育 相談室
平成19年	城山町及び藤野町と 合併			城山療育 相談室 藤野療育 相談室
平成21年			生活介護事業所に 移行	中央こども 家庭相談課 (療育 相談班) 相模湖 保健 福祉課 津久井 保健 福祉課 藤野 保健 福祉課 南こども 家庭相談課 (療育 相談班)
平成22年	政令指定都市に移行			発達障害 支援センター 開設
平成24年	児童福祉法の改正	福祉型児童発達 支援センターに 移行		
平成25年	相模原市立療育センター 再整備方針策定	医療型児童発達 支援センターに 移行		
平成26年	(福)慈恵療育会が南区に 福祉型児童発達支援 センター「バンビ」を開設		年度末をもって 第三陽光園を廃止	
平成27年	(福)相模原市社会福祉 事業団が生活介護 事業所「銀河」を開設			
平成28年	(福)相模福祉村が 中央区に福祉型児童 発達支援センター 「青い鳥」を開設			

用語等説明

医学的判定(意見)書

障害者等の身体機能を補完し、又は代替えし、職業その他日常生活の能率の向上を図るために必要な補装具を購入、又は修理するための費用の支給に際し、必要となる判定の1つとなるもので、医師が記入するもののことをいいます。

医療型児童発達支援センター

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条第2号に規定される施設で、福祉型児童発達支援センターが行う適応訓練等に加えて、治療を行う施設のことをいいます。

本市では、第二陽光園が設置されています。

医療的ケア

医師の指導の下に、家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為です。日常生活に不可欠な生活援助行為であり、また長期にわたり継続的に必要とされるケアのことをいいます。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、又、能力にとらわれることなく、あらゆる児童等が地域社会における学校教育の場において包み込まれ、それぞれに必要な援助が保障された上で教育を受けることをいいます。

文部科学省は、インクルーシブ教育システムを、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み」と述べています。

技術支援

発達に課題のある又は障害のある児童を受け入れている保育所等や学校、障害児通所支援を行う事業所等からの療育や支援方法に関する相談に応じ、助言を行うことをいいます。

共生社会

年齢や障害の有無等に関わりなく、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことをいいます。

言語聴覚士

言語聴覚士法(平成9年法律第132号)に規定される国家資格です。

厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う者をいいます。療育の分野では、ことばの発達、聴こえ、発音、吃音、コミュニケーションや食べるときの口の動きなどについて、相談に応じています。

公共施設の保全・利活用基本指針

平成25年10月に、本市が、今後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性などの考え方をまとめた指針のことをいいます。本指針では、公共施設の現状と課題を踏まえ、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを提供していくために、「必要性」「多様性」「長期性」「総合性」の4つの柱(着眼点)に基づき公共施設マネジメントを進めて行くこととしています。

合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいい、障害者の権利に関する条約(平成26年条約第1号)第2条に規定されています。

具体的には、乗り物への乗車に当たっての職員などによる手助けや、筆談や読み上げなどの障害者の障害特性に応じたコミュニケーション手段による対応、車いす利用者のための段差の解消のための渡し板の提供などが想定されます。

子育て支援センター

「母子健康包括支援センター」として、母子保健法(昭和40年法律第63号)に規定されるもので、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目のない支援を実施することを目的として、市町村に設置するものです。

保健師やソーシャルワーカー等を配置して、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細やかな支援を行う機関であり、ワンストップ拠点の役割を担っています。

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015年改訂版)」(平成27年12月24日)において、おおむね平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととされています。

本市では、各こども家庭相談課に代わり、母子保健部門と子育て部門の更なる連携強化を図るため、両部門の機能を統合し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うものとして平成29年度に設置します。

作業療法士

理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)に規定される国家資格です。

作業療法士は、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行う者をいいます。

作業療法とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいいます。療育の分野では、日常生活での活動や遊びについて相談に応じています。

支援費制度

障害児者の福祉サービス利用方式に関して、措置制度に代わって、平成15年度より実施された制度のことをいいます。支援費制度は、市町村が決めた支給の範囲内において、都道府県知事の指定した指定事業者・施設に対し、本人又は扶養義務者が、直接利用申込みによる契約を行い、サービス提供を受ける仕組みです。平成18年度に障害者自立支援法(平成17年法律第123号。現・障害者総合支援法)が施行されたことに伴い、同法による制度に移行されました。

指導主事

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に規定があり、教育に関し識

見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者で、教育委員会に配置される職員のことをいいます。

児童精神科

児童に対する、精神遅滞や発達障害、児童の行動と情緒の障害、パーソナリティ障害、摂食障害、強迫性障害、気分障害、統合失調症などを対象とする診療科のことをいいます。

精神医学では18歳未満を児童としていますが、各医療機関によって、対象とする年齢は異なります。

児童発達支援事業

児童福祉法第6条の2の2に規定のある障害児通所支援の1つで、障害児が日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことをいいます。児童発達支援を提供する施設は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所に分けられます。

社会福祉職

地方自治体において、生活保護、障害、高齢者、児童等の社会福祉に関する専門業務に従事する者で、職員採用試験において、「社会福祉」等の試験区分で採用された職員のことをいいます。

就学移行支援事業

発達特性のある児童の小学校就学に際し、学校が、児童の発達に関する情報について、保護者等との共通理解を図り、児童の安心な学校生活に資することを目的とした事業のことをいいます。

就労支援事業

障害者の就労への支援について、障害者総合支援法では、就労移行支援と就労継続支援が定められています。就労移行支援とは、就労を希望する障害者に対し、国の定める期間にわたって、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことをいいます。就労継続支援とは、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことをいいます。

また、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)では、都道府県は発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めること、発達障害者支援センターは発達障害者に対し、専門的な就労の支援を行うことが定められています。

就学相談

障害のある児童・生徒の適切な教育の場や教育対応について、保護者と保育所等、教育委員会、関係機関などで行う話合いのことをいいます。

本市では、一人ひとりの状態や発達段階、適性などに応じ、その個性や能力が発揮できる教育環境や支援について相談を行っています。また、学校関係者・医師・学識経験者等で構成する就学指導委員会の判断を基に、保護者と相談を重ねながら、特別支援学校、特別支援学級、通常の学級などの就学先を決定しています。

巡回訪問

発達に課題のある又は障害のある児童を受け入れている認定こども園、幼稚園、保育所、学童クラブ等に療育機関の職員が訪問し、各施設の職員からの療育や支援方法に関する相談に応じるとともに、技

術的な助言を行うことをいいます。

障害児相談支援

児童福祉法第6条の2の2に規定されるもので、障害児通所支援を利用する際に、市町村による指定を受けた障害児相談支援を行う事業者が、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいいます。

障害児支援利用援助とは、支給決定の前又はすでに福祉サービスを受けている者が支給内容を変更する前に、障害児通所支援の種類及び内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成するとともに、支給決定後または変更後に障害児通所支援事業所との連絡調整を行い、障害児支援利用計画案を作成することをいいます。

また、継続障害児支援利用援助とは、国が定める期間ごとに、障害児通所支援の利用状況のモニタリングを行い、障害児支援利用計画の見直しを行うとともに、障害児通所支援事業所との連絡調整を行うことをいいます。

障害児通園施設

平成24年の改正前の児童福祉法に定められていた、知的障害児通園施設、難聴児通園施設、肢体不自由児通園施設を総じて「障害児通園施設」といいます。これらは、同法の改正により、児童発達支援センターに移行しました。

障害児等療育支援事業

障害者総合支援法第78条第1項に規定する都道府県が行う地域生活支援事業の1つで、特に専門性の高い相談支援事業として位置付けられています。在宅の重症心身障害児若しくは障害者、知的障害児若しくは障害者又は身体障害児若しくは身体障害者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実と、これらを支援する療育機能を有する機関との連携を図ることを目的としています。

(療育センター陽光園では、訪問による療育指導、外来による相談、評価等専門的な療育相談、指導、巡回訪問、研修会の開催等による障害児の通う保育所や障害児通園事業等に関わる職員の療育技術の指導、関係機関連絡調整、ケース会議等の出席、ボランティアや見学者の対応等療育機関に対する支援を行っています。)

障害者更生相談所

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者更生相談所と、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく知的障害者更生相談所があります。

身体障害者更生相談所は、身体障害者の更生や援護に必要な相談、医学的・心理的・職能的判定、補装具の処方、適合判定を行う行政機関です。

また、知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉についての家庭その他からの相談に応じ、医学的・心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行う行政機関です。

障害者差別解消法

国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)として制定され、

平成28年に施行された法律です。この法律は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

障害者自立支援法・障害者総合支援法

障害者の自立と共生社会の実現を目的として成立・施行された法律で、障害者施策の3障害(身体・知的・精神)の一元化、施設・サービス体系の再編、就労支援の強化、支給決定の透明・明確化、安定的な財源の確保を狙いとしたものです。

平成25年の法改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に名称等が変更されました。障害者総合支援法では、難病を法律の対象として拡大したこと、ケアホームとグループホームの一元化などが特徴としてあげられています。

障害者相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項に規定する市町村が行う地域生活支援事業の1つです。福祉サービスの情報提供、相談等の利用援助、各種支援施策に関する助言、指導等社会資源を活用するための支援、障害者の権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会への参画を行います。

初期療育

障害のある児童に対して、医療や保育を施し、児童の発達能力を促進し、自立を育成することを療育といいます。もともとは肢体不自由児への支援を唱えた言葉でしたが、その概念が知的障害などにも拡大していき、最近では、児童だけでなく、特別な子育て、子育てを支えるものといった保護者への支援とも考えられるようになってきました。子どもへの支援は、発達を促すこと、二次的障害の予防、成功体験をすること、障害の程度に合った生活力をつけることを狙いとしており、保護者への支援は、精神安定して育児に向かうようにすること、子どもの障害特性の理解ができるようにすること、具体的な対応ができるようにすること、第三者に子どもの障害の特徴と対応を伝えられるようにすることを狙いとしています。

療育の目的を実現するうえでは、療育の導入や初期の段階での支援がきわめて重要となることから、本計画では、この段階の療育を「初期療育」と位置付けています。

初期療育におけるこどもの見立てとは、発達に課題のある児童や障害のある児童への子育てや支援に対して、どのような手立てや工夫、配慮が必要なのかを、保健・医療・福祉・教育の専門的領域から評価を行い、その方策を保護者とともに組み立てていくことをいいます。

また、初期療育における保護者支援とは、わが子の発達や障害特性を保護者に伝え、保護者がある特性を知ったうえで、子育てや対応の工夫に生かしていくことを支援(助言や情報提供、精神的負担の軽減、進路先の選択など)すること、また、保護者がわが子に必要な支援や配慮を所属先(保育所や学校等)に伝えていくことを支援することをいいます。

診療情報提供書

一般的には、紹介状と呼ばれているものです。診療情報とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいい、診療情報の提供に際しては、口頭による説明、説

明文書の交付、診療記録の開示等、具体的な状況に即した適切な方法により行うこととされています。

生活介護事業所

障害者総合支援法第5条第7項に規定する事業を行う施設で、常に介護を必要とする障害者に対し、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行うものです。

摂食支援

食事の形態への支援、スプーンなどの食器や食事の際の姿勢などの支援、食事の時の舌や唇などの動きといった発達段階の評価とその段階に応じた摂食機能訓練、食事介助方法の助言を行うことをいいます。

多機能通所形態(毎日通園クラス、親子クラス、就園クラス)

本市の福祉型児童発達支援センターが提供する児童発達支援の通所形態として、複数の形態を提供しているもので、本市では、センターを母集団として週5日通園する「毎日通園クラス」、主に年少児を対象に、親子で療育参加をする「親子クラス」、所属先(保育所等)に通いながら週1回程度の療育を受ける「就園クラス」の3つの形態があります。

地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条及び第78条に規定されている市町村及び都道府県が実施する事業のことで、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

本市では、相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、コミュニケーション支援、地域活動支援センター及び日中一時支援事業を実施しています。

地域への支援

療育機関が、所属先や地域の支援機関において、子どもや保護者が生活をしやすいするために、所属先との支援情報の共有、支援機関へのつなぎ、支援者(保育士や学校教諭、民間事業者等)の障害に関する理解を進めるための研修の実施やネットワークの構築を行うことをいいます。

中圏域機能

障害者基本法(昭和45年法律第84号)や障害者総合支援法では、都道府県や市町村に対し、区域における障害者福祉計画や障害福祉計画を策定することを規定しています。

本市では、平成22年3月に「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を策定し、福祉・保健医療サービスの提供に当たって、保健福祉圏域を定め、圏域を生かしたサービス提供を行うこととしています。本市の保健福祉圏域は、大圏域、中圏域及び小圏域に分かれており、中圏域の役割を「市域を緑区・中央区・南区の3区に区分し、各施設の機能を充実するとともに、一人ひとりの生活に即した福祉サービスの提供を行うためのケアマネジメントの視点での取り組みを進めます」としています。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことをいいます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づいて、精神、知的又は身体に障害を有する20歳未満の児童を養育している家庭に支給される手当のことをいいます。支給の対象となる障害の状態は、同法及び政令に定められています。

発達障害支援センター

発達障害者支援法第14条に規定される都道府県及び政令指定都市に設置する発達障害者支援センターのことをいい、本市では、発達障害児者を共に対象としていることから、発達障害支援センターと称しています。発達障害者支援センターは、発達障害者及びその家族に対する専門的な相談や情報提供、助言、発達障害者に対する専門的な発達支援及び就労支援の実施、関係機関や支援者に対する連絡調整、情報提供及び研修を行う発達障害に関する専門的な支援機関のことをいいます。

発達障害者支援法

障害者福祉制度の対象になりにくかった発達障害者に対する支援を規定した法律です。発達障害者支援法は、議員立法により成立し、平成17年4月に施行されました。

平成28年には、法律が施行されて約10年が経過したことや、障害者をめぐる国内外の動向を踏まえて、発達障害者の支援の一層の充実を図るために、全般にわたっての改正が行われ、同年8月に施行されました。

福祉型児童発達支援センター

児童福祉法第43条第1号に規定され、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練等(これらを「児童発達支援」といいます。)を行う施設のことをいい、地域の療育の中核機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援といった地域支援機能を同時に担うことが期待されています。

本市では、第一陽光園、バンビ(南区)、青い鳥(中央区)の3施設が設置されています。また、緑区に新たに1施設の開設が予定されています。

放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2に規定のある障害児通所支援の1つで、学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、放課後等デイサービス事業所等で、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことをいいます。

見立て後の直接支援

直接支援とは、支援者が子どもや保護者に対して、直接働きかける関わりのことをいい、本計画では、初期療育後の継続的な療育のことを指します。

これら直接支援を提供する主体は、児童福祉法に基づく児童発達支援や障害児相談支援等の事業者、または民間独自の療育サービスなどになります。

一方、間接支援とは、子どもや保護者が関わる支援機関や支援者に対して、支援技術の助言や障害理解の促進などを行うことをいいます。

理学療法士

理学療法士及び作業療法士法に定めのある国家資格で、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の

名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行う者をいいます。

理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいいます。療育の分野では、姿勢・運動機能の状況確認や介助方法・道具の工夫について相談に応じています。

リハビリテーション

障害児者や高齢者などに対して、医学、教育、社会福祉、職業などの専門領域が全人間的復権の目標の下に総合的な援助を行う実践(当事者の能力を引き出し、生きがいのある人生を援助していくこと)をいいます。

療育

障害のある児童に対して、医療や保育を施し、児童の発達能力を促進し、自立を育成することをいいます。元々は肢体不自由児への支援を唱えた言葉でしたが、その概念が知的障害などにも拡大していきました。最近では、児童だけでなく、特別な子育て、子育てを支えるものといった保護者への支援とも考えられるようになっていきます。

療育相談

障害や発達に関する相談、評価や判定、個別又は集団による支援、機能訓練等を含めたものをいいます。

相模原市立療育センター再整備基本計画

発行 平成29年3月

編集 相模原市 健康福祉局 福祉部 陽光園

〒252-0226 相模原市中央区陽光台 3-19-2

電話 042-756-8410(代表)

ファクス 042-769-3706

電子メール youkouen@city.sagamihara.kanagawa.jp

平成29年4月から相模原市 こども・若者未来局 陽光園となります。

